



発行 東京都

目次

告示

○平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正  
（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）  
（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

告示（文）

○昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正…六

公告

○仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更  
（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…六  
○肥料検査成績の公表  
（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…七

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出  
（下水道局）…八

○東京都指定排水設備工事事業者の指定  
（同）…九

○平成二十六年六月三十日付東京都告示第九百五十九号…九

告示

●東京都告示第七十七号

平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

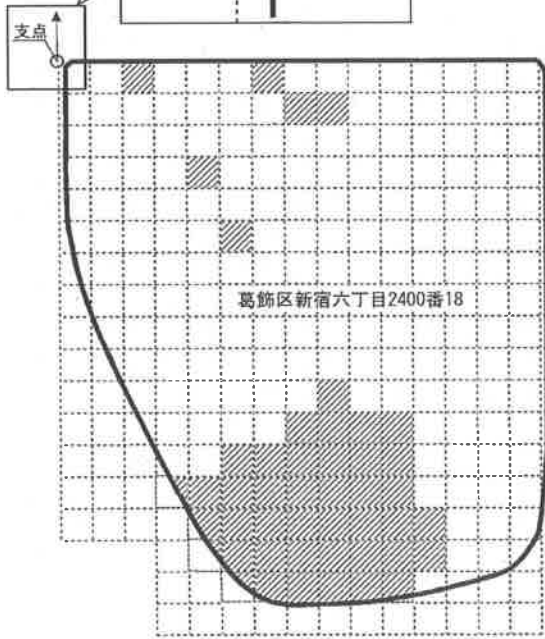
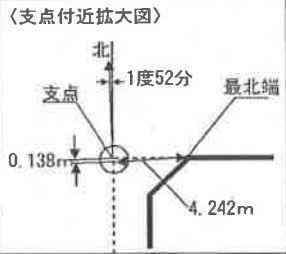
別図四十を別図四十一とし、別図一から別図三十九までを一図ずつ繰り下げ、別図二の前に次の一図を加える。

別図

【支点】  
 支点は、葛飾区新宿六丁目2400番18の最北端から西へ4.242m、北へ0.138m進んだ地点とする。

【格子の回転角度 (1度52分)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 — 単位区画境界線  
 — 敷地境界線  
 ▨ 形質変更時要届出区域



●東京都告示第七十九号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一


- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区十条台一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

**凡例**

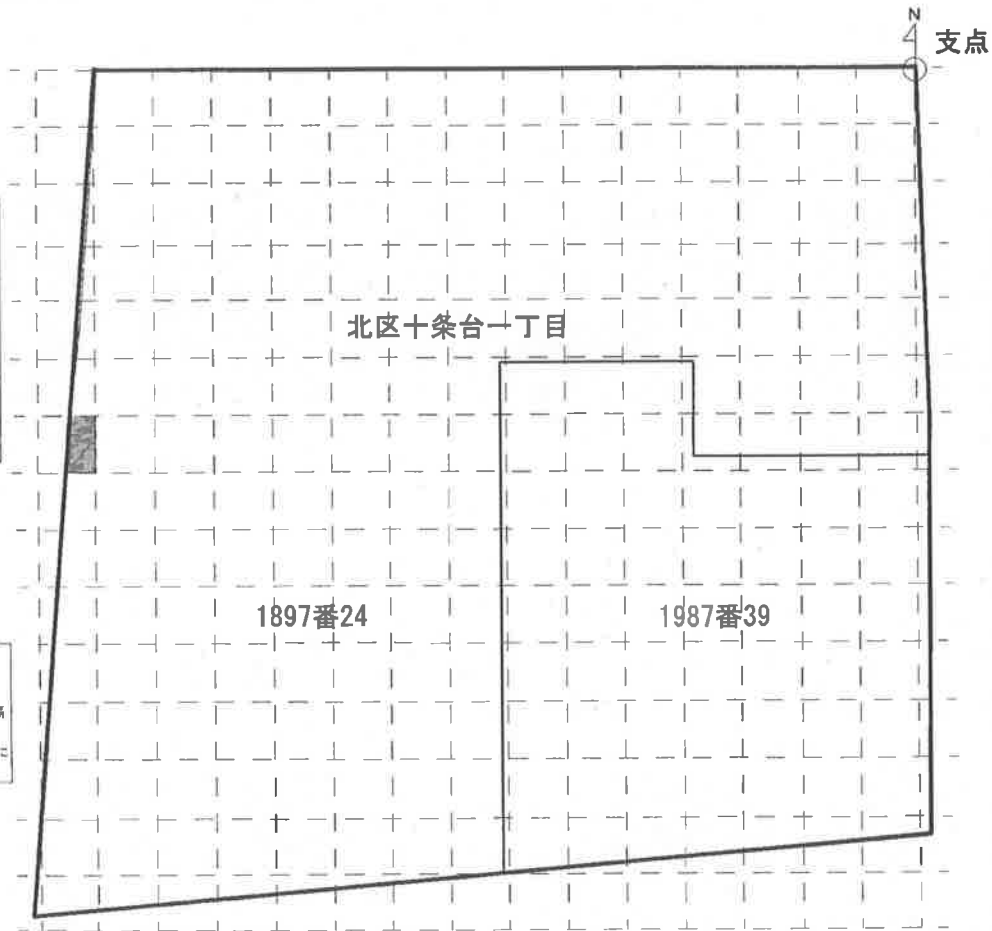
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

形質変更時要届出区域



**支点**  
支点は、北区十条台一丁目1897番24の最北東端とする。

**【格子の回転角度 (0度)】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらに平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区西ヶ原二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一
- 都市計画事業の認可……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………五
- 農用地利用配分計画の縦覧……………一
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………九
- 保安林の指定解除……………(産業労働局農林水産部森林課)……………九
- 保安林の指定解除……………(同)……………九
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………一
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)……………一〇

○開発行為に関する工事完了……………一〇

○(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一〇

○肥料検査成績の公表……………一〇

○(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………一〇

○東京都立海上公園の有料公園の無料公開……………二〇

○(港湾局臨海開発部海上公園課)……………二〇

### 正誤

○平成二十六年七月三十日付東京都告示第千八十号……………二〇

○平成二十八年三月二十八日付東京都議会議長訓令第八号……………三〇

## 告示

### ●東京都告示第九百八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

#### 一 検査地域

立川市

#### 二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

#### 三 検査期日

平成二十八年六月二十八日から同年七月二

十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

### ●東京都告示第九百八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

#### 一 検査地域

福生市

#### 二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

#### 三 検査期日

平成二十八年六月二十一日から同年七月一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

#### 四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第九百八十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 昭島市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年六月十七日から同年七月四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第九百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第八・二・三  
十号高松農の風景公園

三 事業施行期間 平成二十八年五月十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

練馬区高松一丁目及び高松二丁目  
各地内

使用の部分  
なし

●東京都告示第九百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

北区赤羽台一丁目一番一、同番九か 平成二十八年四月  
ら同番三十五まで、二番一、同番二、月十五日

赤羽台二丁目一番一、同番八、同番十の一部、同番十一、同番十三の一部、同番十四から同番十八まで、同番二十四から同番三十まで、赤羽西一丁目四百九十八番二、四百九十九番一、同番四、同番五の一部及び五百九十五番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

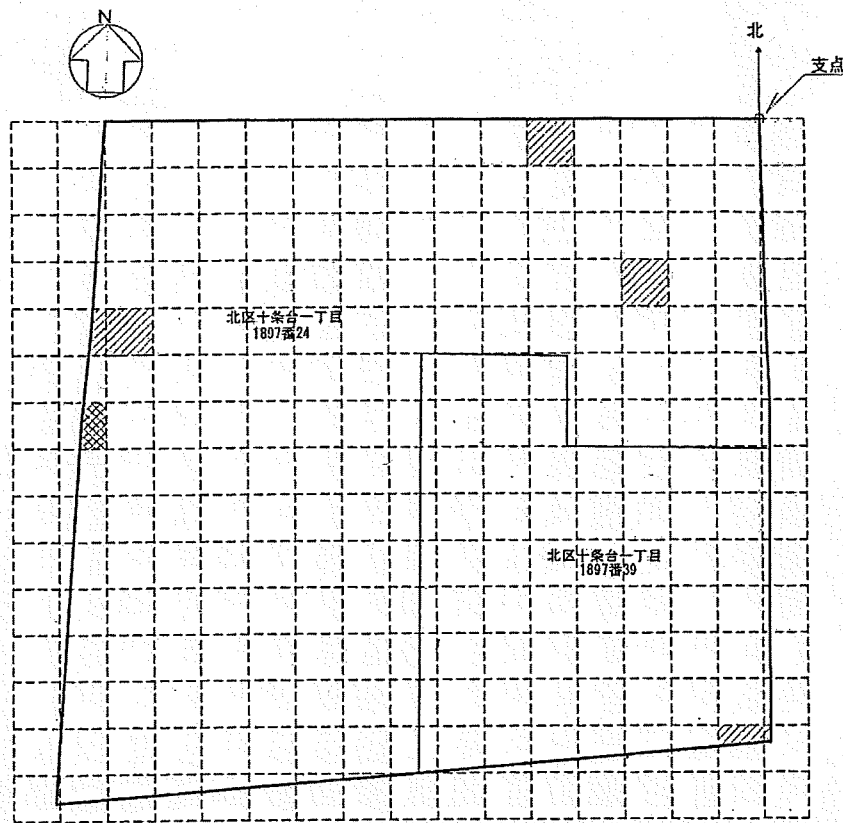
平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

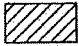

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区十条台一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域  
(平成26年東京都告示  
第1079号により指定した区域)

【支点】

支点は、北區十條台一丁目  
1897番24の最北端とする。

【格子の回転角度 (0度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千三百五十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区港南一丁目 地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去